

令和7年3月26日

令和6年度第5回茨城県地域医療対策協議会 資料7

医師の働き方改革に係る 特定労務管理対象機関の指定について

茨城県保健医療部医療局医療人材課

1. 特定労務管理対象機関の指定（概要）について

○令和6年4月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準		原則（指定取得は不要）	960時間以内
特例水準	連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1860時間以内 （各院では960時間以内）
	B水準	救急医療等の政策医療を行うため	1860時間以内
	C－1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1860時間以内
	C－2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1860時間以内

○医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

◆ 医療機関

- ・ 勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成（医療法113条第2項）
- ・ 健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等（医療法第107条）

◆ 都道府県

- ・ 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）を知事が指定（医療法113条第1項）
- ・ 指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取（医療法第113条第5項）

2. 特定労務管理対象期間の指定状況

【今回申請】

C-2水準：1 医療機関

	医療機関名	申請特例水準	適用診療科/適用人数	技能名
1	総合病院土浦協同病院	C-2水準 (既にB水準、C-1水準 に指定済み)	心臓血管外科/1名	急性大動脈解離に対する自己弁温存基部置換術を含む大動脈修復術及びその周術期管理

2月27日の医療審議会において諮問し、「指定して差し支えない」との答申。

 3月3日付で特定労務管理対象機関に指定し、県ホームページにおいて公示。

(参考) 過去に指定した特定労務管理対象機関

【参考：指定済】

6 医療機関

(内訳)

B水準：6 医療機関

連携B水準：2 医療機関

C-1水準：2 医療機関

【参考】すでに特定労務管理対象機関に指定した6 医療機関			指定日
1	筑波大学附属病院	B水準、連携B水準	令和6年1月24日
2	筑波メディカルセンター病院	B水準、C-1水準	
3	総合病院土浦協同病院	B水準、C-1水準	
4	東京医科大学茨城医療センター	B水準、連携B水準	
5	株式会社日立製作所 日立総合病院	B水準	令和6年9月10日
6	茨城西南医療センター病院	B水準	